

製薬企業への再就職の自粛

厚生労働省職員の退職後の再就職問題については、国家公務員法に基づく規制以上に再就職を制限することは公務員制度全体の在り方にもかかわる問題と考えるが、厚生労働省と製薬企業との間に癒着があるのではないかと国民に疑念を生じさせていること、薬務行政が人の生命、健康に係わることを重く考えて、厚生労働省として襟を正すため、平成 8 年 5 月 31 日に定めた製薬企業への再就職の自粛措置について、改めて次のとおり徹底を図ることとした。

- ① 事務次官、厚生労働審議官、官房長、総括審議官及び医薬食品局の指定職を経験した者が、製薬企業の役員に再就職することについて、自粛を促す。
- ② その他の指定職以上の地位を経験した者が、製薬企業の役員に再就職することについては、離職後 3 年以内は自粛を促す。
- ③ 本省課長以上の経験のある者が、製薬企業に再就職することについては、離職後 2 年以内は自粛を促す。

平成 22 年 9 月 3 日

厚生労働大臣
長妻 昭